



保谷なおみ

保谷なおみ後援会事務所

〒202-0013

西東京市中町4-2-18

Tel 042-453-1104

Fax 042-422-0104

HP <http://houya703.net>

九月定例会が開催されました！

老朽化した市民会館をどうするか？

どうなる市民参加の懇談会？

問われる議会の責任 異例の決議、可決
保谷なおみは反対

老朽化した市民会館をどうするかが、大きな課題となっております。

単独での建替えではなく、周

辺施設との合築複合化をはかる方向性が、すでに市長から出されております。

どうなる？「三館合築

公共施設も「断捨離」時代

これは、少子高齢化や厳しい財政状況をふまえ、将来世代に負担を残すことのないようにとの考えからです。

具体的には、中央図書館、田無公民館との合築が進められていますが、9月定例会で、「市民会館、中央図書館、田無公民館合築複合化については、時間をかけ、慎重に検討することを求める決議」が、野党議員の提案

による議員提出議案で出され、賛成多数で可決されました。

「策定期間は固執せず」 ではいつ？中止？

すでに市民の代表からなる合築複合化の懇談会が立ち上がり、合築複合施設の基本プラン策定に向けて、議論が積み重ねられております。

基本プランは来年1月完成を目途に策定が進められています。それを、決議では「策定期間に固執せず」とあり、事実上の策定中止も視野に入っていると読むことができます。

議会といえども、一方的な策定期間の延期、ないしは中止を求めることは、市民参加の先進自治体である西東京市の議会としては、慎むべきことと、私は判断し、反対しました。

賛成の立場の会派の中にも、この点を危惧し、策定期期を指定する討論を述べたところもありました。

将来世代への責任

これまでよりも施設サイズを小さくしての建替えであることに加えて、設置場所が変わることもあり、現行の利用者からは少なからず歓迎されない建替えであります。

しかし、老朽化した市民会館をどうするのかは、差し迫った課題で、避けて通るわけにはいきません。

将来世代への責任を、市民のみなさんにも理解していただき、ステークホルダーの既得権を守るだけの建替えにせず、会議室

その他、共有できるものはできるだけ共有し、無駄のない施設にすべきと考えます。
公共施設も「断捨離」時代。
「あれば便利」という施設機能は、「なくても平気」なのではないかと疑うことが必要です。
そういった意味で、市民会館のホールについては、稼働率の割に専有面積が大きいことから、多目的に活用できるものに転用すべきです。

プーナス

縄文ドキドキ プーナスに

会ってきました。

長野県茅野市の尖石縄文考古館を、会派視察しました。

国宝の土偶2体（「縄文のプーナス」、
「仮面の女神」）ほか、数多くの縄文遺物に触れ、はるか昔の人々の暮らしに思いを馳せました。

西東京市の下野谷遺跡にも、こんな考古館があったらいいですね。



国宝「縄文のプーナス」

保谷なおみの一般質問

9月定例会では、以下のよう
な内容の一般質問を行いました。

これ以外にも、「待機児対策
と市財政」、「公共施設総合管
理計画」、「災害対応ゲームを
児童館で活用すべき」について、
質問しました。

危険な保谷駅前通りを コミュニティ道路に！

質問 危険な保谷駅前通り（都
道233号線）の安全対策とし
てできることはあるか。

答弁 都市計画道路3・4・1
2号東町線が整備された際、2
33号線を、安心してお買いま
のできるコミュニティ道路と
して整備する方向で考えたいが、
現時点での安全対策については、
その必要性を東京都に伝える。

東京消防庁の出前 防災訓練について

質問 東京消防庁西東京消防署
では、積極的に公園などに出向
いて出前防災訓練を行っている。
西東京市の危機管理室の防災講
話などと連携させるべきと考え
るが、意見を問う。

答弁 連携協力していきたい。

F M西東京 インターネット経由での 聴取を、もつと市民に 知らせるべき

質問 災害時の情報伝達手段と
して、F M西東京のようなコミュ
ニティFMは期待されているが、
聞こえづらいという課題がある。

F M西東京は、インターネット
経由での聴取ができる。これを
もつと市民に知らせ、防災訓練
でも活用し、いざという時、ス
マホなどでF M西東京をすぐ聴
取できるようにしておくべき。

答弁 調査研究する。

リーサスの活用について

質問 地方版総合戦略の策定に
あたって、国から提供されてい
るビッグデータ、リーサスの活
用にあたっての課題について伺
う。

答弁 積極的な活用を図る必要
があると考え、庁内のパソ
コンの性能では、十分閲覧でき
ないのが課題だ。

近況報告

暑かった夏も、あっけなく終わり、
秋になりました。

毎年秋になると、視察に行きます。

視察先で学ぶこともあれば、自分の
ところの良さを再発見することもあり
ます。較べることで分かることも多い
ので、できるだけ視察に行くようにし
ています。

今年は、すでに、岐阜県名張市、三
重県四日市市、長野市、北海道砂川市、
小樽市へ視察に出かけました。11月には
福島市も訪れる予定です。

秋はイベントの季節でもあります。

できるだけ参加させていただいてお
ります。

ふだんは話せないようなことも、イ
ベントの場では気軽にお話しいただく
こともあります。

もし、私を見かけたら、ぜひお声が
けください！

保谷なおみ
Facebookページはこちら。



平和安全法制については、

賛成だという声を聞くことが
多く、賛成とまではいかない
としても、ただ反対、反対と
いうだけなのには違和感を覚
える、という意見もよく聞き
ます。

私は、市民のみ
なさんに、「大い
に悩んで、大いに
議論してください」
とお話します。

数多くの憲法学

者が違憲と言うことから、国
民のみなさんも違憲と思っ
ているのかと思います。しかし、
日本国憲法には、実は成立時
の前提があり、この点を、残
念ながら憲法学者は国民に伝
えておりません。

前提とは何か。

それは、「平和な国際社会
の実現」です。日本国憲法が
成立した時点においては、早
晩、平和な国際社会が実現す
るはずで、いわば「先進事例」
として、日本国憲法が成立し

**憲法が掲げた「平和な国際社会」
実現を目指しつつも、
国民の命と財産を守るには**

たのでした。

しかし、戦後七〇年を経て、
いまだに平和な国際社会は実
現していません。それどころ
か、国連安保理の常任理事国
として、率先して平和実現の
ために行動するはずのロシア

や中国が紛争を起こしていま
す。

日本国憲法が掲げた「平和
な国際社会」の理想はいまだ
実現しておらず、現実との乖
離が生じています。ここに大
きな課題があります。

現実を直視し、国民の命と
財産を守ることを最優先に考
えれば、憲法が掲げた理想と
現実とのすきまを埋める法整
備が必要です。

それが今回の平和安全法制
です。

憲法の理想を捨てないため
には、きめこまやかな歯止め
が必要です。しかし、この点
については、まだまだ議論が
不足しています。